

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 潮 崎 焜 及

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第88号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ほか2件であります。また継続審査となっております請願2件も議題といたしました。

当委員会は、去る12月12日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件については原案のとおり可決すべきと決しました。

請願2件についても審査しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第88号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。許可業者による安定的な収集・運搬体制が構築されていることに鑑み、し尿の収集、運搬及び処分に関する手数料の規定を削除するものであります。

委員からは、条例から、し尿の収集、運搬及び処分に関する手数料の規定を削除することにより大幅な値上げにつながらないのかとの質疑があり、理事者からは、同規定を条例から削除すれば、手数料の改定は許可業者が原価計算に基づいて行うことになるが、手数料の値上げを防止する目的で条例に同規定を定めておくことはできない、し尿の収集、運搬及び処分については委託ではなく許可制を採っており、市が行っていない業務の手数を市の条例で規定することは法令上、問題があるとの説明がありました。

また、委員からは許可業者が手数料の値上げを行おうとするとき、市として、何らかの関与をする手段を持っているのかについて質疑があり、理事者からは、許可業者の手数料の決定について市が関与できるよう強要することは出来ないと考えているが、幸い、許可業者から、手数料を改定する場合については、市の意見も聞いた上で決定したいとの申し出があるので今後協議していきたいとの説明を受けました。

手数料の改定にあたり、市の意見も聞きたいとの申し出があることを口頭だけでなく書面として残しておくことは、将来、許可業者や市の担当者が変わった後に手数料を改定しようとする場合に市として意見を述べる機会を確保出来るという点で非常に重要になると思うので検討して欲しいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第89号 鳴門市健康福祉交流センター条例の制定について」でありま

すが、「老人福祉センター」及び「勤労青少年ホーム」を廃止し、平成29年度より新たに「鳴門市健康福祉交流センター」を開設することに伴い、当該センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

委員からは、営利目的等での使用が認められた場合に使用料をとることになるが、その判断基準が少し分かりにくいいため、予約の過密化などの問題が発生するのではないか、との質疑があり、理事者からは、営利目的等の場合でも使用料を払えば使用できるように多目的化したものであり、その場合については、競合する他の施設の使用料等と比べていただき、施設を使用するかどうかを利用者側で検討していただくとともに、予約の調整等については、今後、施設を管理する団体とも協議しながら柔軟に対応していきたいとの説明がありました。

委員からは、できるだけ施設の稼働率が上がるような方法を検討して欲しいとの要望がありました。

また、委員からは、「鳴門市健康福祉交流センター」に新たに、ネウボラ、ファミリーサポートセンター、健康政策課、健康づくり室が移ることになり、どのような相乗効果を期待しているのかについて質疑があり、理事者からは、例えばネウボラでは、出産後4か月、多胎児^{たたいじ}の場合は出産後6か月未満で、日中家事または育児を行う者が他にいないため支援が必要な世帯への、ヘルパー派遣事業等を実施しているが、それ以降も支援が必要な方もいると思われる。その場合に、ファミリーサポートセンターで実施している会員による援助活動の紹介がしやすくなるとともに、元気なお年寄りも多く訪れる施設であることからファミリーサポートセンターとして援助を行う提供会員の拡大も見込まれるとの説明がありました。

また、委員からは、現施設の指定管理の期間について質疑があり、理事者からは、平成27年度から平成31年度までの5年間としていたが、「老人福祉センター」及び「勤労青少年ホーム」に関する条例が廃止されることから指定管理は終了になるとの説明を受けました。

委員からは、終了となった後の対応について質疑があり、理事者からは、施設管理については受付業務、施錠、清掃等の業務は残るが指定管理者を選定せずとも通常の施設の管理委託という方法で検討しているとの説明を受けました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第93号鳴門市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」であります。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、本市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

委員からは、簡易郵便局における事務の取扱いはできないのかとの質疑があり、

理事者からは、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」において対象外となっているが、今後、簡易郵便局の利用が便利という地域の方のお話も伺いたいとの説明を受けました。

また、委員からは市民課における受付体制について確認があり、郵便局から届く申請書を受け付ける、専用のファクシミリや専属の担当職員及びその補助職員をおく予定であるとの説明を受けました。

また、委員からは、県内4市町村で、郵便局への事務の委託を実施しているとのことであるが、逆説的にとらえれば4市町村しか実施していないということでもあり、他団体も慎重になっている結果だと思う。戸籍^{とうほん}謄本・抄^{しょうほん}本等の交付事務を市職員以外の者に委託するのであれば、市としても常に個人情報保護について高い意識を持って問題が発生しないような対応を検討していかなければいけないという意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

